

千歳平小学校

いじめの早期発見・  
事案対処マニュアル

令和5年8月策定

# 1 いじめの早期発見について

いじめを早期発見するためには、アンケートや個人面談の実施など早期発見のための機会を設けることのほか、家庭地域との連携が大切である。

加えて、児童が気軽に相談できる環境をつくることが重要であることから、日頃から児童をよく観察するとともに、積極的に関わりをもつことで信頼関係を構築することを心掛ける。

## (1) いじめを発見する手立て

### ① 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見

- ・生活ノートや教育相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

### ② 複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・ちょっとした変化でも話題として取り上げることで、教員一人だけの判断で終わることのないようにする。

### ③ 『いじめ予防のためのアンケート』の実施

- ・担任は各クラスのアンケートを回収し、速やかに内容を確認する。また、記述があるものに付箋を貼る。
- ・いじめの訴えがあった場合は、速やかに本マニュアルに沿って対応する。
- ・全校児童分のアンケート用紙をハートフルリーダーが集約し、内容を確認する。
- ・全校児童分のアンケート用紙をハートフルリーダーがアンケート結果をまとめ、職員会議等において、全職員で共有する。

※いじめ調査により把握した情報の記録は、当該児童が中学校を卒業するまで耐火庫内に保存する。

### ④ 教育相談を通じた把握

- ・年2回実施し、担任や担任以外の教職員との面談する。
- ・気になる児童・様子を察知した時点で、随時相談を行う（担任・関係教職員等）。

### ⑤ 個人面談による情報収集・情報交換

- ・夏季休業中に保護者と面談し、いじめにつながる情報を得た場合は、速やかに本マニュアルに沿って対応する。

### ⑥ スクールカウンセラーによる把握

- ・昼休みや休み時間の児童の様子を観察する。
- ・児童との面談・相談を実施する
- ・教職員との情報交換により、気になる児童へアプローチする。

## (2) 学級内の人間関係を客観的にとらえる【アセス調査】

- ・学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるために、アセス調査を実施、結果を分析し、全職員で情報を共有・把握する。
- ・教師間の情報交換を定期的に行うことで、状況の変化を把握（アップデート）する。

### (3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ① いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- ② 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
- ③ 早期発見が早期解決へとつながることを周知する（特にインターネットによるもの）。
- ④ 関係機関へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

### (4) 保護者との日常的な連携

- ・日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ・保護者が、学校へ思いを伝えようと行動を起こすまでには、様々な葛藤や迷いがあったことを考慮する必要がある。「問題を解決して欲しい」「子どもを守って欲しい」という思いが強いあまり、感情的な言い方になってしまう場合もある。また、一方的な主張や事実誤認がある場合もある。そうした保護者の心情や訴えに対して、その場で「そんなことはないと思います」「それは事実と違います」等の否定的な回答をしても、受け入れてもらえなかったり、保護者のプライドを傷つけたりする結果となり、学校への不信を募らせるケースが多いことから、次のような手順で対応すること。

#### ◎保護者からの情報提供への対応の手順

##### A：被害者の保護者からの訴え

- ①保護者の話をさえぎらずに傾聴し、保護者の心情の理解に努める。
  - ・話の細部や事実関係にとらわれず、保護者の話を傾聴し、主訴（何を求めているのか）を捉えるとともに、心情理解に努める。
- ②心配や不安を与えたことに対する言葉がけと協力依頼を行う。
  - ・保護者の心情を察した言葉がけとともに、学校が主体的にいじめを解決しようとする姿勢を伝える。  
例)「お母様に、学校のことで不安な思いやご心配をおかけしたことで、学級担任として申し訳ない気持ちでいっぱいです。解決したいと思しますので、詳しくお話を聞かせてもらってもいいですか。」
- ③保護者の持っている情報の確認をする。
  - ・重要な部分は、伝聞による情報（いつ、誰から聞いたか）、主観的情報（保護者自身の理解による情報）、客観的事実の3つの観点を区別して聞き取るようにする。
- ④調査事項や解決したい事項の確認をする。
  - ・何を調べてほしいのか、何を解決してほしいのかを両者で確認する。その際、学級でのアンケートの実施、情報源の告知の可否等、調査にあたっての要望等も確認しておく。
- ⑤回答期日の見通しを伝える。
  - ・どの程度の期間で回答できるか、見通しを伝える。
- ⑥協力への御礼を述べる。

### ※留意事項

- ①以下のような発言は慎む。  
「先月のことなので、わからないと思いますよ。」  
「気のせいだと思いますよ。」  
「そんなことないと思いますが、とりあえず調べてみます。」
- ②保護者から、いじめの認知に関する同意や判断を求められても、断定的な言い方や推測で話さない。

#### B：第3者からの情報提供

- ①情報提供者の話を傾聴し、誰からの情報なのかを確認する。  
例)「自分で見た(聞いた)」「子どもから聞いた」「被害児童の保護者が話していた」 等々
- ②関係者に事実確認する旨を伝える。
- ③情報提供への御礼を述べる。

#### (5) 地域との日常的なつながり

- ・地域における子どもを見守る環境づくり

## 2 いじめの発見から解決までの組織的対応

### (1) いじめの情報(気になる)のキャッチ

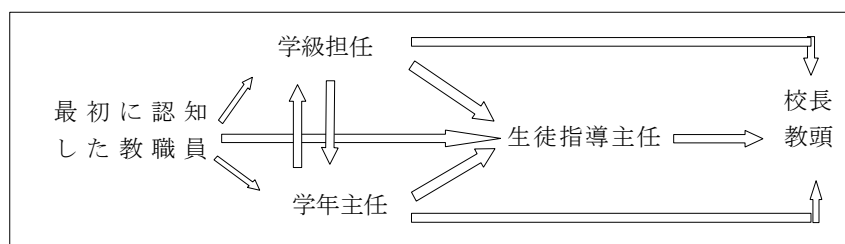
- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・生活ノート等から気になる言葉を発見
- ・子どもや保護者からの訴え
- ・「アンケート」から発見
- ・同僚からの情報提供

⇒ 独断で判断して、  
解決を焦らない

#### ▲報告を受けた担任が陥り易い傾向

- ・自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとする
- ・指導力が否定されたと感じる
- ・解決を焦る

↓  
必ず報告



## (2) 対応チームの編成

### ※チーム（組織）としての対応が大切

校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，学級担任，養護教諭等 ※事案に応じて編成

## (3) 対応方針の決定・役割分担

### ① 情報の整理

### ② 対応方針

- ・ 緊急度，危険度の確認と事情聴取や指導の留意すべきことを確認

### ③ 役割分担

- ・ 被害者からの事情聴取と支援
- ・ 加害者からの事情聴取と指導
- ・ 周囲の児童と全体への指導
- ・ 保護者・関係機関への対応

## (4) 事実の究明と支援・指導

### ① 聴き取り作業・事実究明 ※聴き取りを行う場所は，出入りと人目が少ない場所

→教育相談室・音楽室・児童会室・理科室等

- ・ いじめの状況，いじめのきっかけ等をじっくり聴く。

※聴取は，被害者→周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）→加害者の順。

- ・ 複数人で手分けして聴き取った場合は，突き合わせを行い，合致しない点がある場合には再度聴き取りを行う。

### ② 『聴取結果整理表』の作成

- ・ 『聴取結果整理表』に必要事項【関係者，聴取日・時刻，聴取場所，対応者，主訴（事案）とそれに対する聴取内容等】を記入する。
- ・ 被害者の聞き取りにより，いじめの疑いのある行為を客観的な視点で，できるだけ具体的に記述する。
- ・ 聞き取り時の記録を整理して，確認事項の裏付けとなる事実や相違点等について記述する。
- ・ 対象者を主語として，客観的事実と主観的理解が区別できるように記述する。
- ・ 被害・加害及びその保護者の求めにより，公表されることを前提に，内容や表現を精査する必要がある。

次ページに『聴取結果整理表』を掲載

★いじめ事案に係る『聴取結果整理表』

	対象者			
	聴取日			
	聴取時刻			
	対応者			
	場 所			
確認事項1				
確認事項2				
確認事項3				

No.           

		対応チーム (いじめ防止対策委員会)としての判断

③いじめとして認知を組織として判断

- ・『聴取結果整理表』をもとに、判断した結果を教育委員会が定める様式や、『聴取結果整理表』の対応チーム(いじめ防止対策委員会)としての判断欄に記述する。

④事実に基づく対応の再確認

- ・事実究明に基づき、対応チームで今後の対応についての変更等を再確認する。

⑤関係者への説明

- ・関係者の保護者に対して聞き取りにより確認した内容を、保護者に来校していただくか、もしくは家庭訪問や電話等で説明する。
- ・来校及び家庭訪問の場合は、複数人で対応

## (5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

### ① 被害者（いじめられた子ども）への対応

#### ア【基本姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの見方になる。

#### イ【事実の確認】

- ・担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。

#### ウ【支援】

- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・いじめている側の子どもの今後のつきあい方など、行動の行方を具体的に指導する。

#### エ【経過観察】

- ・生活ノートや面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や友人関係づくりを支援する。

#### オ【いじめの解消の確認】

- ・事後支援開始から3ヶ月後に面談を行い、「いじめに係る行為が止んでいるか」「心身の苦痛を感じていないか」を確認する。
- ・どちらの要件も満たされていれば解消とみなすが、以後も注意深く観察する。
- ・要件が満たされていなければ支援を継続し、1ヶ月後に再度面談を行って2つの要件を確認する（以後、解消まで繰り返し）。

#### カ【不登校となった場合】

- ◆不登校の定義 ⇒ 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。
- ・教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、不登校早期から支援を行うことができる教育相談体制を構築する。
- ・児童に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持ち、児童の自己肯定感を高められるようにする。
- ・状況に応じた必要な支援・学習活動が行えるよう、家庭や適応教室等の学校以外の場での学習活動が行えることについて、児童や保護者に情報を提供する。
- ・家庭にいる場合は、ICT等を通じた支援、家庭への訪問による支援を行う。

### ② 加害者（いじめた子ども）への対応

#### ア【基本姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

#### ※立ち直ることを目指した支援を行う。

#### イ【事実の確認】

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

#### ウ【指導】

- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。

・いじめはけっして許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。

#### エ【経過観察等】

・生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

### ③ 観衆、傍観者への対応

#### ア【基本的な指導】

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめ問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

#### イ【事実確認】

・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

#### ウ【指導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

#### エ【経過観察等】

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

### ④ 保護者への連携

#### ア いじめられている子どもの保護者

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・事後支援開始から3ヶ月後に、子どもの「いじめの解消確認」の実施と結果を報告し、保護者にも「いじめの解消確認」を行う。
- ・解消されていなければ、対応経過の報告と定期的な解消確認の繰り返す。

#### イ いじめをしている子どもの保護者

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校では事実には指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・いじめられた子ども及び保護者への謝罪を促す。
- ・インターネットを介しての事案については、インターネットに接続できる機器（パソコン・スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等）の家庭での使用方法について、約束事（きまり）を決めてしっかりと守ってもらうようにさせる（保護者の義務として管理してもらう）。



### ⑤ 関係機関との連携

- ・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会、教育事務所、警察、児童相談所、医療機関等との連携を図りながら対応していく。

## (7) 事案対処の総括、『マニュアル』の見直し・改訂，職員共通理解

### ① 事案対処の総括

- ・ 事案に対する対応の仕方が妥当であったかを全体的に検証する。
- ・ 事後指導と経過観察・継続指導等について確認する。

### ② マニュアルの見直し・改訂

- ・ ①を受けて、『いじめの早期発見・事案対処マニュアル』を見直し、不備や加除修正部分が無いかを検討し改訂する。
- ・ 『聴取結果整理表』の記載項目や確認の仕方等についても見直し、改訂する。

### ③ 共通理解

- ・ 職員会議等で、①と②について全教職員で共通理解し、次の事案発生に備える。

## 3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは…… 児童の生命，身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められている状況。

### ① 児童の生命，身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

### ② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(病気・経済的な理由は除く)。

- ・ 年間の欠席が30日以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、30日に満たなくても状況で判断する。

### ③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

- ・ 重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる。
- ・ 学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があるため、速やかに対応・調査する。

### (2) 重大事態の報告

- ・ 学校が重大事態と判断した場合，教育委員会に迅速に報告する。

### (3) 重大事態の調査の実施

#### ① 調査組織の設置

いじめ防止対策委員会が対応するが、状況に応じて人選をして対応チームの編成する場合もある。また、専門的知識及び経験を有するもの、当該事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。

#### ② 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 聴き取り作業……被害者→周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）→加害者の順
- ・ 複数人で手分けして聴き取った場合は、突き合わせを行い、合致しない点がある場合には再度聞き取りを行う。
- ・ 聞き取り調査の結果から事実関係を時系列でまとめる（事実・見聞・可能性・推測・不明点等をはっきり明記する）。
- ・ 対応チームで今後の対応についての変更等を再確認する。

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・ いじめを受けた児童の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査を始める。
- ・ 調査は、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う

#### ③ 自殺があった場合の調査

ア その後の自殺防止のため、自殺の背景調査を行う

イ 自殺した児童の尊厳保持と遺族の気持ちに十分配慮しながら、死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずる。

ウ 背景調査における留意事項

- ・ 遺族の心情に寄り添いながら、要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及び保護者に対して、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ アンケート調査や聞き取り調査等の実施、調査の目的・期間・方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明のあり方や調査結果の公表に関する事等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ 調査を行う組織は専門的知識や経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と利害関係の無い者（第三者）をとし、調査の公平性・中立性を確保する。
- ・ 学校が調査を行う場合は、六ヶ所村教育委員会の指導及び支援を仰ぐ。
- ・ 偏りのない資料や情報を多く入手し、客観的・総合的に分析評価をする。
- ・ 客観的に事実関係の調査と分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ・ 情報発信・報道対応については、窓口を一本化し、正確で一貫した情報提供を行う。特に、亡くなった児童の尊厳保持、関係者のプライバシー保護、児童の自殺の連鎖（後追い）へつながる可能性がありそうな報道のあり方には注意する。

#### ④ 留意事項

- ・ 重大事案に関係した児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用）。
- ・ いじめを受けた児童及び保護者が就学先の変更や区域が就学を希望した場合は、弾力的に対応する。

- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
  - ・ 調査によって明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童や保護者に説明する。
  - ・ 関係者のプライバシー保護に十分配慮する。
  
- (5) 調査結果を教育委員会に報告
  - ・ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書を、調査結果報告に添付する。
  
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置
  - ・ 場合によっては再調査もある。

## 4 その他

- (1) 評価
  - ・ 本方針（千歳平小学校いじめ防止基本方針）に基づく取り組みの実施状況を学校評価に位置づけ、達成状況を評価し、取り組みの改善を図る。
  - ・ 教職員評価においても取り組みについて評価する。
  
- (2) 改善
  - ・ 組織が実効的・効率的に機能するよう、組織の構成や取り組み内容を適宜工夫・改善できるようにする。